

#### (4) 具体的な取り組み

- 「地産地消」に関する普及啓発や情報の提供を促進します。
- 学校給食や保育園(所)給食における地元産物の使用割合を増やすよう促します。
- 農産物直販所や市産農産物等についての情報提供を充実させます。
- くまもとの水に関する情報を積極的に発信していきます。
- 「健康づくりできます店」における地産地消を推進する事業者を増やすよう促進します。

#### (5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消の利点を理解し、できるだけ地元農産物を購入するよう心がける。</li> <li>●くまもとの地下水が地元の食材や料理のおいしさの基になっていることを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消の利点等啓発を行う。</li> <li>●給食施設や飲食店等に地元産の食材使用を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的に地元産物を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食や保育所給食、幼稚園給食等で地元産物の使用割合を増やす。</li> <li>●地元産物の利点を啓発する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消の利点等啓発を行うとともに「健康づくりできます店」における地産地消を推進する。</li> <li>●給食施設や飲食店等に地元産の食材使用を継続的にPRする。</li> </ul>

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



#### 第4章

#### 食育の推進

### 3)くまもとの食文化の伝承

#### (1)今後の方向性

くまもとに息づく伝統的な食材や食文化を伝え、受け継ぐために、家庭のみならず、地域活動等での食文化の伝承を推進します。

#### (2)取り組むべき施策

##### 26 伝統料理や郷土料理等に関する情報提供の促進

行事食や郷土料理を日々の暮らしに取り入れることができるよう、レシピ等の情報を提供します。

##### 27 関係団体との連携による食文化伝承に関わる活動の推進

伝統料理や郷土料理の伝承のために、関係団体や地域の高齢者等と連携して、くまもとの食文化を広めます。

#### (3)成果指標

項目⑩	家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合
基準値	49.2% (平成 24 年度)
目標値	70 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(指標とする理由)

「くまもとの食文化」を家庭に取り入れることは、くまもとの豊かな食の文化の継承となり、生産者の努力や食に関する理解の増進を図ることができます。

#### (4)具体的な取り組み

- 伝統料理(行事食など)や郷土料理に関する情報を収集し、ホームページや広報誌を通じて、発信するとともに、食生活改善推進員等が行う「郷土料理講習会」を支援します。
- 地元産物を利用した新しい料理や加工食品開発に関する取組みを推進します。
- 学校給食を通して郷土料理や伝統料理を取り入れます。
- 保育園給食に伝統料理(行事食等)や郷土料理を取り入れ、情報を発信していきます。

## (5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭の食卓に郷土料理や伝統料理(行事食等)を取り入れる。</li> <li>●郷土料理や伝統料理(行事食等)の由来などを理解し、積極的に次世代に伝えていく。</li> <li>●地域や学校等で行われている食文化の伝承に関わる活動に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元産物の歴史に触れながら食材を提供する。</li> <li>●地元関連事業者と連携し地元産物を使った料理や加工食品の伝承に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元産物の歴史にふれながら商品を提供する。</li> <li>●生産者と連携を図り、地元産物を使った料理や加工食品等の開発提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熊本の伝統料理、郷土料理を給食や試食会、おたよりなどで紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統料理(行事食等)や郷土料理に関する情報をホームページ等で提供する。</li> <li>●元気高齢者による伝統料理等の伝承を支援する。</li> </ul>

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



高校での郷土料理の調理実習



学校給食でのタイピーエン

## 4)食育を通じた環境保全

### (1)今後の方向性

市民一人ひとりが、食への感謝の念、「もったいない」の気持ちを持つとともに、豊かな自然環境で育まれた「くまもとの恵み」を知ること、資源循環型社会の実現に向けた、食と環境保全のかかわりについて考える取り組みを行います。

### (2)取り組むべき施策

#### 28 食育を通じた環境保全

ごみの減量やリサイクルなど、環境面から「食を大切にせる教育」を推進することによって、資源循環型社会の構築を図り、環境保全を促進します。

#### 29 環境保全体験を通じた食育活動の推進

食を通して環境について考え、環境に配慮した活動が広がるよう体験活動への参加を促します。

### (3)成果指標

項目⑰	ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけている市民の割合
基準値	69.9% (平成 24 年度)
目標値	75 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

項目⑱	熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合
基準値	80.8% (平成 24 年度)
目標値	85 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(指標とする理由)

食育を通じた環境保全の取り組みを評価することは、市民の「食を大切にせる」意識を高め、くまもとの恵みを守ることにつながります。また、くまもとの水のおいしさを守ることの大切さをこの指標で見ることができます。

#### (4) 具体的な取り組み

- 食べ物を大切にし、感謝する気持ちが持てるように普及啓発していきます。
- 節水等、地下水保全に関する情報を積極的に発信していきます。
- ごみ減量やリサイクルなど環境保全に関する情報を提供するとともに、環境保全活動や水に関する体験活動を推進します。
- 「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」など、食べ物を大切にする意識の啓発を行うことで生ごみの減量化を図るとともに、実践につながる事業展開を行うことで、ごみ減量化やリサイクルに取り組みやすい環境づくりを目指します。

#### (5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水をはじめとする資源には限りがあることを認識する。</li> <li>●ごみ減量やリサイクルに関する活動に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水が安全安心な農産物を生み出すことを市民や次世代に伝えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●良質な熊本の地下水を使った食品であることを積極的にアピールするとともに、節水やかん養等に努める。</li> <li>●事業者から排出される生ごみを分別するなど、環境に配慮した営業を行う。</li> <li>●食品廃棄物の発生を抑え、リサイクルに努める。(マイ箸、簡易包装、牛乳パック等のリサイクルの推奨)</li> <li>●食材が無駄にならないよう販売量を工夫するなど、家庭での廃棄量減量を後押しする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体をつくる食べ物の大切さを知らせると同時に「もったいない」という意識を持たせる。</li> <li>●ごみ減量やリサイクル、地下水保全に関する体験活動に積極的に参加する機会を設ける。</li> <li>●循環型社会の構築についての教育を充実させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水を将来にわたって市民が享受できるよう、水質及び水量の両面から地下水の保全を図ります。</li> <li>●家庭でのごみ減量・リサイクルの推進に向け、意識啓発していく。</li> </ul>

※教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。